

## 平成30年度静岡県サービス管理責任者等研修実施要綱

### 1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス事業等及び児童福祉法における障害児通所支援事業等のサービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

### 2 研修期間及び会場

研修期間は4日間とし、1～2日目は共通講義を、3～4日目は分野別に講義及び演習を行います。

#### (1) 共通講義【1日目、2日目】

実施日	会場・住所
10月30日(火)	静岡県立大学大講堂 (静岡市駿河区谷田52-1)
10月31日(水)	

#### (2) 分野別講義・演習【3日目、4日目】

分野	日程	実施日	会場・住所	
介護	3日目	11月8日(木)	もくせい会館富士ホール (静岡市葵区鷹匠3-6-1)	
	4日目	11月9日(金)		
地域生活 (知的・精神)	3日目	11月1日(木)	静岡県総合社会福祉会館 シズウェル703 (静岡市葵区駿府町1-70)	
	4日目	11月2日(金)		
就労	①グループ	3日目		11月13日(火)
		4日目		11月14日(水)
	②グループ	3日目		11月28日(水)
		4日目		11月29日(木)
児童	①グループ	3日目		12月6日(木)
		4日目		12月7日(金)
	②グループ	3日目		12月11日(火)
		4日目		12月12日(水)

※ 本県でこの研修を修了した者が別の分野を受講する場合は、1日目及び2日目の共通講義の受講は免除します。

※ 就労及び児童分野については、受講決定通知書に記載のグループでの受講となります。(グループは変更できませんので御注意ください。)

※ 各会場とも受講生用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

### 3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課  
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

### 4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとします。

### 5 研修受講対象者

#### (1) サービス管理責任者研修

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においてサービス管理責任者として配置している方及び配置しようとする方で、配置予定時までにサービス管理責任者として必要な実務経験(別紙2参照)を満たす見込みのある方

#### (2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障害児入所施設及び指定障害児通所施設において児童発達支援管理責任者として配置している方及び配置しようとする方で、配置予定時までに児童発達支援管理責任者として必要な実務経験(別紙3参照)を満たす見込みのある方

※ 今年度の相談支援従事者初任者研修を「相談支援事業に従事する者」として申込みをした方は受講できませんので御注意ください。

#### ※ 実務経験について

事業所の指定に先立ち、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験の確認が必要な場合は、各指定機関(県福祉指導課又は政令市担当課)へ御確認ください。

事業所の所在地	実務経験に関する問い合わせ先(指定機関)
静岡県	静岡県障害福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・054-221-1098
浜松市	浜松市障害保健福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・053-457-2860
上記以外の県内	県福祉指導課・・・・・・・・・・・・・・・・054-221-3772

### 6 受講定員

600人程度

## 7 受講申込み方法及び注意事項

申込み準備	「静岡県電子申請システム」の利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）
申込み手順	<p>①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス  <a href="https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</a></p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等研修」で検索</p> <p>③利用者登録を行い、パスワードを発行          （過去に利用者登録を行っている場合は手続き不要です。今年度の相談支援従事者初任者研修等の申込み時に登録を行った方は、同じID・パスワードが使えます。）</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了</p>
申込み期限	平成30年8月31日（金）17時 <b>※期限後は一切申請入力できません</b>

### 【注意事項】

- ① 申込みは、法人（又は市町）ごと行ってください（事業所単位の申込みは無効）。
- ② 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ③ 1事業所あたりの申込み数は、原則1人かつ2分野までとします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、受講優先順位の高い方から申込みを行うとともに、備考欄へ優先順位を記載してください。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込み後、半日程度経過しても研修申込み受付メールが届かない場合は、申込みが完了していないおそれがあるため、申込み期限までに必ず県障害者政策課（電話番号054-221-3599）まで確認をしてください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑦ 受講修了者氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握等のため、県から政令市へ提供します。
- ⑧ 分野別講義及び演習については、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置（予定を含む。）される事業所が指定を受けた（又は受ける予定の）障害福祉サービス等の種類により、次表に定める分野の研修を受講してください。（受講決定後は受講分野を変更できませんのでよく御確認ください）

分 野	障害福祉サービス等の種類
介護	療養介護、生活介護
地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助
就労	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
児童	障害児入所支援、障害児通所支援

※地域生活（身体）は隔年実施のため、今年度は実施しません

## 8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定して、各法人の長宛てに受講（可否）通知書をメール送付します。（9月末頃に、申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送は行いません。）

なお、やむを得ない事情により受講者の入替を希望する場合は、平成30年10月5日（金）までに県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へ御相談ください。（10月6日以降の入替希望には応じられません。また、受講分野の変更は期限内であっても応じられません。）

## 9 事前課題

事前課題を課す分野があるので留意してください。該当分野及び事前課題の内容等については、受講決定通知時に併せてお知らせします。

## 10 受講費用

受講費用として研修参加費10,000円とテキスト代4,000円（共通講義2,000円、分野別2,000円）を徴収します。複数分野を受講する際は、1分野につき研修参加費10,000円とテキスト代2,000円を追加徴収します。

なお、受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては受講費用は返金しません）。

また、研修会場への旅費、滞在費等は、受講者負担とします。

### ① 研修参加費：10,000円（1分野あたり）

- ・ 研修申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。
- ・ 研修初日の受付時に領収書のコピーを回収するので持参してください。

### ② テキスト代：共通講義2,000円、分野別2,000円

- ・ 各々の研修初日に受付にて現金で徴収します。

## 11 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事の修了証を授与します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。

- ① 講義に遅れた場合（公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ② 欠講・早退・離席等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ （事前課題を課す分野を受講する場合）事前課題について所定の期限までに提出がなかった場合、又は、その内容に著しい不備が認められた場合

### 問い合わせ先

- ・ 社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井
- ・ 電話番号 055-923-7850（代）（受付時間：平日9:00～17:00）
- ・ URL <http://www.a-taiyou.jp/>

※受講申込み入力フォーム（県電子申請システム）については、  
県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へお問い合わせください。